

引き続き新型コロナウイルス感染症 拡大防止にご協力ください

家族や地域を守るために責任のある行動をお願いします

4月7日に発令された緊急事態宣言の解除に併せ、これまでの外出自粛や休業要請等は緩和されますが、感染予防対策をやめてしまうことで、再びすぐに感染が広がり、クラスターが発生する恐れがあります。区民の皆さんにおかれましては、引き続き感染拡大防止のため、外出時のマスクの着用、せきエチケットや手洗いの励行はもちろんのこと、三つの密（密閉、密接、密集）を避ける等、一人ひとりが自分や家族、地域を守るため、感染予防対策の実行をお願いします。

問合せ 総務企画課企画係 ☎内線2111

区施設は利用制限したうえで限定的に開館します

区施設は国や都の方針に従い、感染防止対策を徹底したうえで、段階的に再開します。まずは、会議等での利用の貸し出しを実施しますが、利用人数やサービスを制限します。施設を利用される方は、各施設からお願いする感染防止策を必ず守ってご利用ください。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶国のガイドラインに基づき、施設利用者へお願いする感染防止策

利用される際は、施設からお願いする以下の感染防止策を必ず守ってください。

- 発熱やせき等の症状がある等、体調不良の場合は利用を自粛してください
※必ず発熱がないことを確認して利用してください
- マスクの着用とせきエチケットを徹底してください
- 利用者間の十分な間隔を確保してください
(おおむね2mを目安) ※利用人数を制限します
- 利用前後に手指消毒や手洗い等を行ってください
- 利用者の氏名および連絡先を把握し、名簿を作成してください
※感染者のクラスターが発生した場合に追跡を可能とするため、ご協力ください
- ごみはご自身で持ち帰ってください
- そのほかに感染拡大防止のため、施設からお願いする場合があります

▶限定的に利用できる主な区施設

国や都から新たな方針が出されましたら、区報・荒川区ホームページ等でお知らせします。詳細については、荒川区ホームページでご確認いただくか、各施設・担当課へお問い合わせください。

- 会議等での利用のみ貸し出し…運動、ダンス、歌・合唱、管楽器、飲食等は利用できません。定員も制限します。
 - ▶ふれあい館
 - ▶ひろば館（一部を除く）
 - ▶サンパール荒川
 - ▶日暮里サニーホール
 - ▶ムーブ町屋
 - ▶町屋文化センター
 - ▶生涯学習センター
 - ▶アクト21
 - ▶荒川総合スポーツセンター
 - ▶あらかわ遊園スポーツハウス
 - ▶荒川さつき会館
 - 更衣室等の利用を制限
 - ▶南千住野球場
 - ▶区民運動場
 - ▶東尾久運動場
 - ▶あらかわ遊園運動場
 - ▶西新井橋野球場
 - ▶少年運動場
 - ▶荒川自然公園運動施設
 - サービスを一部実施
 - ▶荒川老人福祉センター
 - ▶アクロスあらかわ
 - ▶支援センターアゼリア
 - ▶ゆいの森あらかわ
 - ▶図書館
 - ▶図書サービスステーション

※予約した資料の貸し出し・資料返却の一部サービスを実施。
図書館は6月1日(月)、臨時開館します
- ※区立幼稚園・小学校・中学校、保育園、区立こども園、学童クラブについては、段階的に再開します。詳細は、各校・園・クラブからの通知をご確認ください

▶緊急事態宣言の解除を受けて



荒川区長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎

区では、4月7日に「緊急事態宣言」が発令されて以降、外出の自粛や営業の自粛・縮小等感染拡大防止の取り組みを進めて参りました。区民、事業者の皆様にも多大なご協力をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。そして医療従事者の皆様をはじめ、さまざまな現場で社会を支えていただいている皆様へ、改めて敬意を表し、お礼申し上げます。

解除に併せ、休止となっていた区施設等につきましては、国や都のガイドラインに基づき、利用人数の制限や感染防止策等を実施したうえで、段階的に再開させていただきますので、事前に荒川区ホームページ等で最新情報をご確認ください。また、発熱やせき等の症状がある場合は利用を控えていただきますとともに、利用する際には、マスクの着用や利用者名簿への記入等、感染防止策へのご協力をお願いします。

5月29日の区議会緊急会議では、15億円を超える補正予算案を緊急可決していただきました。新型コロナウイルス対策融資をはじめ、子どもたちの家庭学習の支援等、区独自の緊急対策を実施します。

緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルスが危険なウイルスであることは変わりません。区民の皆様には、今後も気を緩めることなく、感染拡大防止のためのご協力とご理解をお願い申し上げます。

特別定額給付金につきましては、すでに特例申請またはオンライン申請をされた方にも、システムの都合上、行き違いで申請書が届く場合があります。改めての申請は必要ありませんので、ご了承ください。

問合せ

荒川区特別定額給付金コールセンター
☎(3801)1100

区独自の新型コロナウイルス感染症 緊急対策をお知らせします

区では新型コロナウイルス感染症緊急対策として、5月1日の令和2年度荒川区議会開会会議で10億を超える区独自対策をはじめとする補正予算を緊急編成し、さらなる緊急対策として5月29日の緊急会議で15億円を超える第2弾の補正予算を編成しました。区独自の対策を含めた補正予算や予備費等を効果的に投入し、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から区民の皆さんの命と生活を守るために機動力を持って取り組んでいます。以下、主な緊急対策を紹介します。

▶地域医療体制、介護・障害福祉サービス等事業者への支援

●地域医療体制への支援

- ▶PCRセンターの開設…荒川区医師会の全面協力の下、かかりつけ医からの完全予約制によるPCRセンターを開設しています。
- ▶安心して受診・入院治療ができる体制の整備…新たに感染の疑いがある患者と一般患者を分ける等、医療機関の環境整備を支援します。日々奮闘する医療従事者に応援給付金を支給します。
- ▶自宅療養の方への健康管理フォローアップ…ホテル療養となる陽性患者のうち、やむをえず自宅療養となった方に、保健師がきめ細やかに健康管理を行います。また、生活必需品の配達等、必要に応じた支援を行います。

[問合せ] 生活衛生課管理係 ☎内線421

●介護・障害福祉サービス等事業者への支援

最前線で介護・障害福祉サービス等を提供している職員や事業所に対して、事業者への応援給付金の支給、マスクや消毒液、ガウン等衛生資機材の支給および感染者が発生した際の施設消毒費用の補助等、区独自の支援を行います。

- [問合せ] ▶介護サービス事業者に関すること
…介護保険課事業者支援係 ☎内線2436
- ▶障害福祉サービス等事業者に関すること
…障害者福祉課庶務係 ☎内線2681

▶事業者・労働者への支援

●新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等相談窓口の開設

国の持続化給付金や雇用調整助成金、都の感染拡大防止協力金等を申請する際の手続きを支援するため、中小企業診断士等の専門家が常駐する窓口を開設します。

- [期間] 6月1日(月)～令和3年1月29日(金) ※(土)・(日)・(祝)等を除く
- [時間] 午前10時～午後4時 ※直接会場へ
- [会場] 区役所6階産業経済部会議室
- [対象] 区内中小企業・NPO法人等
- [問合せ] 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等相談窓口
☎(3802)3640

※持続化給付金については、セントラル荒川ビル7階(荒川2-1-5)に国の申請サポート会場が開設されました(要予約)。詳細は、お問い合わせください

[問合せ] 持続化給付金コールセンター ☎0120(115)570

●新型コロナウイルス対策特別融資を継続

新型コロナウイルスの影響で、売上額または仕入額が前月より落ち込んでいる区内中小企業を対象に、実施している特別融資の予算を追加し、資金繰り等への支援をさらに拡大します。

[問合せ] 経営支援課融資係 ☎内線467

●傷病手当金を支給

国民健康保険に加入している被用者が感染し、仕事を休まざるをえなくなった場合等に、一定額を給付することで生活を保障するため、傷病手当金を支給します。

[問合せ] 国保年金課保険給付係 ☎内線2381

▶自宅で過ごす時間を支援

●あら！快適 ステイホーム・エアコン事業

夏季において三つの密を避けるため、令和2年度は「あらかわ街なか避暑地」の代替として、自宅で快適に過ごせるように、省エネ型エアコンの購入費用を助成します。

- [対象者] 次のすべてに該当する方
- ▶令和2年5月1日時点で荒川区に住み票があり、引き続き住んでいる ▶区内の自宅に設置する
 - ▶特別区民税・都民税の滞納がない
- [対象機器] 統一省エネラベル4つ星以上のエアコン
※令和2年5月1日～8月31日に購入したものに限り

▶子育て世帯への支援

●妊娠中の方に感染防止に役立つ育児パッケージを追加配付

「ゆりかご面接」の際に妊婦に手渡す育児パッケージ(ゆりかごギフト)に加え、感染防止に役立つ衛生資材と物品購入・タクシー利用等に使えるチケットを併せたパッケージを追加配付し、妊婦と家族の感染予防と妊娠期の健康維持を支援します。

[問合せ] 健康推進課健康推進係 ☎内線433

●子育て世帯臨時応援給付事業を実施

児童手当*を受給する世帯および児童育成手当を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり1万円分のクオカードを支給します。

※特例給付(児童1人につき月額5000円)として支給を受けている受給者は対象外

[支給方法] クオカードを送付します(申請は不要)。なお、対象者のうち公務員の方は、別途本人申請が必要です。申請方法は後日、荒川区ホームページ等でご案内します

[支給時期] 6月上旬から順次送付予定

[問合せ] 子育て支援課管理調整係 ☎内線3811

▶子どもたちへの支援

●家庭学習の環境整備を支援

区立小中学校の子どもたちの自宅学習をサポートするため、タブレットパソコンを一人一台体制となるよう追加配備します。また、ネット環境がない家庭に向けて、貸出用のWi-Fiルーターを順次整備します。

[問合せ] 学務課教育事業係 ☎内線3342

●区立幼稚園・こども園・小中学校の感染症対策を強化

再開にあたって、感染拡大防止を行い、子どもたちが安心して学校・園生活を送れるよう、消毒液、体温計等感染対策に必要な物品を十分に整えます。

[問合せ] 学務課学事第二係 ☎内線3336

▶万全な備えのために

●感染症対策備蓄物資を充実

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波等に備え、万全な対策を行うため、医療機関や妊婦等に配布するための防護服やマスク等の備蓄物資を充実します。

[問合せ] 生活衛生課管理係 ☎内線421

●避難所感染対策を充実

新型コロナウイルス感染症拡大時に地震や水害が発生した場合に備え、区内避難所にマスクや消毒液、体温計、防護服等の備蓄物資を充実します。

[問合せ] 防災課防災管理係 ☎内線492

[助成件数] 500件(申込順) ※1世帯1回1台まで

[助成限度額] ▶区内店舗で購入…3万円 ▶区外店舗で購入…1万円

[申請書の配布] 区役所1階総合案内、各区民事務所等(荒川区ホームページでもダウンロード可)

[申込方法] 6月1日(月)～9月30日(水)(消印有効)に郵送で、必要書類を、〒116-0002荒川区荒川1-53-20あらかわエコセンター「あら！快適 ステイホーム・エアコン事業担当」へ

[問合せ] 環境課環境推進係 ☎(3801)7731

倒れない 燃え広がらない

まちづくり

区では、地震でも倒れない・燃え広がらないまちを目指し、建物の耐震化・不燃化を促進するためのさまざまな支援を行っています。対象・条件・助成内容等の詳細は、必ず事前にお問い合わせください。

区内全域の 支援制度

問合せ 指定があるもの以外は防災街づくり推進課管理係 ☎内線2826

木造住宅耐震化推進事業

●耐震診断支援事業

昭和56年5月31日以前に建築された建物の耐震診断に要する費用を助成します。

限度額 30万円(診断費の10/10) ※戸建住宅の場合

上記の耐震診断の結果、耐震補強工事等が必要となった場合、設計・工事費の一部を補助します。

- 耐震補強設計支援事業……………限度額15万円(設計費の2/3)
 - 耐震補強工事支援事業……………限度額100万円(工事費の2/3)
 - 耐震建替え工事支援事業……………限度額150万円(工事費の2/3)
 - 耐震シェルター設置工事支援事業……………限度額30万円(工事費の2/3)
 - 除却工事支援事業(令和元年度から開始)……………限度額150万円(工事費の2/3)
- ※非木造住宅・賃貸アパート等に対する支援制度の詳細は、お問い合わせください

分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業

昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションを対象に、耐震アドバイザーを派遣し、無料で耐震化のアドバイスをを行います(1棟につき3回まで)。

細街路拡幅整備事業

細街路の拡幅整備にご協力いただいた場合、後退用地やすみきり用地にある障害物を除却し、整地した費用を助成します。

助成額 ▶後退用地の整地……………3万円(1㎡あたり)
▶すみきり用地の整地……………6万円(1か所あたり)

問合せ 建築指導課細街路整備係 ☎内線2844



住宅資金の融資あっせん制度

問合せ 防災街づくり推進課管理係 ☎内線2825

老朽住宅を除却し、耐火建築物等の住宅へ建て替え等を行う方に、住宅取得に必要な資金の融資をあっせん(区の指定する金融機関)し、利子の一部(最大年利1.5%)を補給します。
※老朽住宅を除却する前に相談が必要

空き家流通促進事業(空き家バンク)

市場に流通していない空き家を所有し、有効活用(貸したい、売りたい)を考えている方は、ご相談ください。区と協定を締結している団体が物件等を調査後、空き家バンクに登録された場合、物件情報を荒川区ホームページに掲載します。

問合せ 施設管理課管理・住宅係 ☎内線2823

老朽空家住宅除却助成事業

昭和56年5月31日以前に建築された1年以上空き家となっている住宅で、区の現場調査等により倒壊等の恐れがあると診断された場合に、除却費の一部を助成します。

防災ベッド設置支援事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅に防災ベッドを設置する費用を助成します。



限度額 50万円(設置費の9/10)

ブロック塀等撤去助成事業

道路等に面する危険なブロック塀等(高さが1.2m超)の撤去費の一部を助成します。

限度額 道路に面する長さ1m当たり1万6000円(工事費の2/3)

不燃化特区の 助成制度・整備

問合せ 指定があるもの以外は防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線2821

東京都木密地域不燃化10年プロジェクトの「不燃化特区」の指定を受けた地域(下地図参照)では、建築物を建て替える際や除却する際に助成金の支援制度があります。

対象地域 地図内 ①②

老朽木造建築物の建て替え助成

主要構造部が木造で、建築後15年以上経過している建築物の除却費全額(上限あり)と、新たな建築物の設計費・工事監理費の一部を助成します。



優先整備路線沿道での建て替え助成

優先整備路線沿道で、道路拡幅に併せて建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。

対象地域 地図内 ①～⑫

共同建て替え助成

複数の地権者が、1つの敷地で共同住宅へ建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。

広場等の整備

防災性の向上と居住環境の改善を目的として、広場等の整備を行っています。

道路の拡幅整備

建物等の補償を行いながら用地を買い取り、優先整備路線の拡幅整備を行っています。

対象地域 地図内 ①～⑫

危険老朽建築物除却時・住み替えの助成

昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、区が危険と判定した建築物の除却費全額(上限あり)を助成します。また、自己所有の危険老朽建築物を除却し、民間賃貸住宅(条件有)に転居する方に、礼金・仲介手数料、3か月分の家賃の一部を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線2827



指定する道路沿道での建築助成

補助90号線沿道30mの範囲に耐火建築物を建築する場合、工事費の一部を助成します。

対象地域 地図内 ③④

対象条件 ●耐火建築物 ●2階建て以上、高さ7m以上
●敷地面積30㎡以上、延べ床面積45㎡以上等



東京都知事選挙

投票日 7月5日(日) 午前7時～午後8時

東京都の未来を決める大切な選挙です。大切な一票を無駄にしないように、投票しましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線 3 4 1 1

荒川区で投票できる方

投票日現在18歳以上(平成14年7月6日以前生まれ)の日本国民で、荒川区の選挙人名簿に登録されている方です。
 ※荒川区へ転入した場合は、令和2年3月17日までに荒川区へ転入の届け出し、引き続き3か月以上荒川区に住所がある方

住所を移した方は

荒川区へ転入した方

令和2年3月18日以降に転入の届け出をした方は、荒川区では投票できません。

※前住所地が東京都内で選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。その際、荒川区長が発行する「選挙用住民票の写し」を持参すると、確認に要する時間を短縮できます

荒川区から都内区市町村に転出した方

令和2年2月18日以前に転出した方は、荒川区では投票できません。

①令和2年2月19日～3月4日に転出した方は、荒川区で期日前投票ができる期間があります。期日前投票ができる期間は転出した日によって異なります(投票日当日は投票できません)

②令和2年3月5日以降に転出した方で、荒川区に3か月以上お住まいだった方は、荒川区で投票できます

※①・②は、現在お住まいの区市町村長が発行する「選挙用住民票の写し」を持参すると、確認に要する時間を短縮できます

※新住所地の選挙人名簿に登録された方は荒川区で投票できません

東京都外へ転出した方

東京都知事選挙であるため投票できません。

荒川区内で転居した方の投票所

- ▶令和2年5月27日までに転居の届け出をした方…新住所地の投票所
- ▶令和2年5月28日以降に転居の届け出をした方…前住所地の投票所

投票日当日に投票することが難しい方は

期日前投票

投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

日時 6月19日(金)～7月4日(土)午前8時30分～午後8時
 ※区役所以外の場所は6月28日(日)から

場所 区役所1階ロビー、南千住駅前ふれあい館、荒川総合スポーツセンター、町屋文化センター、荒川区シルバー人材センター・荒川産産場、あらかわ遊園スポーツハウス、日暮里区民事務所

不在者投票

■出張等で区外に滞在している方

滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。投票用紙等の請求先は、荒川区選挙管理委員会です。

■不在者投票ができる病院、老人ホーム等に入院・入所している方

病院長等に申し出ると、その施設内で投票ができます。

郵便等投票

郵便等投票証明書の交付を受けている方は、7月1日(水)までに投票用紙等を請求してください。

投票所における新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、投票所内での感染症対策を行います。

自宅からの投句を募集中

あらかわ俳句吟行会

吟行している気持ちで、俳句を詠んでみませんか。

題 当季雑詠
対象 区内在住・在勤・在学中で中学生以上の方
賞 ▶特選1句 ▶入選5句
選者 荒川区俳句連盟会長・佐々木忠利氏ほか

投句方法

はがき・ファクス・荒川区ホームページで、事業名・住所・氏名・年齢・電話番号・俳号(ある方のみ)・作品(ふりがな)を記入
 ※1人2句まで
 ※応募作品は返却せず、著作権は荒川区に帰属します

締切り 7月4日(土)

応募 問合せ

〒116-8501 (住所不要)
 荒川区役所3階文化交流推進課文化振興係「あらかわ俳句吟行会」担当
 ☎内線 2521 FAX (3802) 4769

6月の健康相談

会場 がん予防・健康づくりセンター

種別	期日	受付時間	申込み・問合せ
なんでも健康相談	随時	午前9時～午後5時	健康推進課 保健相談担当 ☎内線 432
こころの一般健康相談	1日(月)	午後1時45分～3時15分	
	12日(金)・15日(月)・18日(木)・26日(金)	午後2時～3時30分	
アルコール・薬物依存症相談	4日(木)・17日(水)	午後1時30分～3時	
ママのこころの相談	4日(木)	午後1時15分～2時45分	
	18日(木)	午前9時30分～11時	
栄養相談	4日・11日・18日・25日(木)	午後1時30分～3時30分	健康推進課栄養担当 ☎内線 423
エイズに関する相談	随時	午前8時30分～午後5時15分	保健予防課感染症予防係専用電話 ☎(3805)9467

▶**ものわすれ相談(予約制)** 対象 物忘れが気になる、65歳以上の方

期日	相談時間	会場・申込み
25日(木)	午後2時～3時30分	南千住西部地域包括支援センター ☎(5604)5710
29日(月)	午後1時30分～3時	西日暮里地域包括支援センター ☎(3807)3828

蚊が発生する季節です

蚊が媒介する感染症を予防するため、日ごろからボウフラの駆除や、蚊に刺されない工夫をしましょう。蚊の発生を防止するためには、ボウフラの段階で発生させないことが最も効果的です。

区では、道路等の雨水ますへのボウフラ駆除剤の投入活動の支援をしているほか、蚊の防除等について相談を受け付けています。

蚊の防除ポイント

- ▶水たまりを作らない
- ▶置き水の交換をこまめに行う
- ▶雑草を刈り取り、蚊の潜む場所をなくす
- ▶網戸等で蚊の侵入を防ぐ
- ▶刺されないよう、長袖等の服装で身を守る
- ▶虫よけ剤等の忌避剤を利用する

相談 問合せ 生活衛生課環境衛生係(区役所北庁舎1階)
 ☎内線 426

あらかわキッズ・マザーズコール24 ☎0120(536)883 妊娠中の方や18歳未満のお子さんに関する相談を24時間受け付けます

小児科の平日準夜間・休日診療
荒川区医師会
こどもクリニック

診療時間 ▶(月)~(金)午後7時~午後10時 ※受け付けは、午後6時30分~午後9時30分
 ▶(土)午後5時~午後9時 ※受け付けは、午後4時45分~午後8時30分
 ▶(日)・(祝)午前10時~午後1時、午後2時~午後9時 ※受け付けは、午前9時45分~午後8時30分まで

場所・問合せ 荒川区医師会館1階(西日暮里6-5-3) ☎(3893)1599 **対象** 15歳未満の救急患者(急な発熱等)

休日診療当番医 ※受診の際は、健康保険証を持参してください ※当番医は変更になる場合があります。確認のうえ、受診してください ※小さなおひこさんは小児科を受診してください

【内科等】診療時間 ▶昼…午前10時~午後1時、午後2時~5時
 ▶夜…午後5時~午後9時 ※夜間の受け付けは、午後8時30分まで

小児科は、**荒川区医師会こどもクリニック(上記)**でも診療しています

期日	昼	夜	科目	医療機関名	所在地	電話
6月6日(出)	○	○	婦	加藤産婦人科医院	町屋2-9-21	(3895)3521
	○	○	内	小島医院	西日暮里6-57-2	(3893)8569
6月7日(日)	○	○	小	山田こどもクリニック	町屋3-18-12	(6231)8707
	○	○	内	西尾久クリニック	西尾久6-15-5	(3800)1717
	○	○	内	東日暮里クリニック	東日暮里3-24-16	(5811)6635
	○	○	内	関川病院	西日暮里1-4-1	(3803)5151

【歯科】 午前9時~午後4時(電話受け付け)

期日	医療機関名	所在地	電話
6月7日(日)	東尾久ふじの歯科医院	東尾久6-5-5	(3819)4618

問合せ

- 荒川区医師会 ☎(3893)2331
- 荒川区歯科医師会 ☎(3805)6601
- 東京都医療機関案内サービスひまわり<24時間> ☎(5272)0303
- 東京消防庁テレホンサービス<24時間> ☎(3212)2323

診療科目 ▶内=内科 ▶小=小児科 ▶外=外科 ▶婦=婦人科 ▶整=整形外科
 ※記載がない診療科目は、東京都医療機関案内サービスひまわりにお問い合わせください

日曜日柔道整復施術 [施術時間] ▶午前9時~午後1時 ▶午後3時~午後7時

期日	施術所名	所在地	電話
6月7日(日)	千葉接骨院	西日暮里1-56-7	(3807)7719

6月 **CATVマイチャンネルあらかわ** **番組案内** 地デジ11ch (番組内容は変更になる場合があります)

▶ こんにちは荒川区 (午前9時、正午、午後6時・9時から各57分)	1日(月)~7日(日)	8日(月)~14日(日)	15日(月)~21日(日)	22日(月)~28日(日)	29日(月)・30日(火)
▶ウイークリーニュース ▶区からのお知らせ ▶荒川こぼれ体操 ▶休日診療当番医 特…特集 行…荒川区行政ナビ 手…手話付き放送 再…再放送	特…手食品ロスを減らそう! 合言葉は「もったいない」 行…手荒川区観光アプリ ~あらかわさんぽ	特…バラ特集 特…手環境・清掃フェア	特…俳句特集 行…熱中症予防	特…地域密着!あらかわ満点メ ニュー 行…夏の食中毒	特…手次世代の匠 行…手あらかわの花と緑
▶ あらかわ情報スクエア (午後4時~7時から各57分)	1日(月)~7日(日)	8日(月)~14日(日)	15日(月)~21日(日)	22日(月)~28日(日)	29日(月)・30日(火)
▶区からのお知らせ ▶映像ピックアップ	ふるさと文化館ギャラリー トーク(中編)	ふるさと文化館ギャラリー トーク(後編)	あらかわNo!メタボチャレン ジャープログラムde健康づく り@自宅(基礎運動講座編)	あらかわNo!メタボチャレン ジャープログラムde健康づく り@自宅(基礎栄養講座編)	経営支援課webセミナー (前編)
その他の番組	▶ あらまるNEXT (区内情報番組) 放送時間 毎日午前6時・8時30分、午後1時30分から ▶ あらぶんちょ! (荒川区・文京区・千代田区内の地域情報番組) 放送時間 毎日午前11時、午後2時・5時から		ケーブルテレビの申込み・問合せ ▶東京ケーブルネットワーク荒川サービスステーション ☎0800(123)2600 ▶荒川ケーブルテレビ ☎(3894)3888		

飼い猫の不妊去勢手術費用を助成

不妊去勢手術を行っていない飼い猫による屋外での繁殖や捨て猫等によって、飼い主のいない猫が増えています。屋外の猫の増加を抑制するため、不妊去勢手術費用の一部を助成します。

- 屋内飼育、不妊去勢手術の勧め**
猫は、屋内で飼えば事故や病気の感染を避けることができるとともに、ストレスも少なくなり、長生きします。また、不妊去勢手術をすると性格が穏やかになり、オス猫は発情期の尿のにおいや独特の鳴き声なくなる等の効果があります。飼い続けられない場合は、新たな飼い主を探してください。猫等の愛護動物を遺棄することは法律で禁止されています。
- トイレのしつけと清掃**
猫はしつけにより一定の場所で排せつするようになります。また、自宅外での排せつ物は、飼い主が責任をもって清掃しましょう。

対象 区内在住で不妊去勢手術を受けさせたい猫を1頭以上、屋内で飼養している方 ※令和2年度から、5頭以上という従来の要件を緩和しました

助成額 ▶メス…6000円 ▶オス…3000円 **助成予定頭数** ▶メス…110頭 ▶オス…90頭

受付期間 令和3年2月26日(金)まで(申込順)
※申込頭数に達した時点で受け付けは終了

持ち物 印鑑、飼い主の住所を確認できるもの(運転免許証・健康保険証等)

申請・問合せ 生活衛生課管理係(区役所北庁舎1階) ☎内線422

都営住宅の入居者を募集

募集戸数 ▶家族向け・単身者向け(一般募集住宅) ……2347戸
▶若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅) ……756戸
▶居室内で病死等があった住宅 ……311戸

入居資格等 ▶都内に居住している(単身者向けは3年以上)
▶住宅に困っている
▶所得が定められた基準に該当する
▶単身者向けは、60歳以上の方、障がい者の方等の入居資格に該当する 等

申込書・募集案内の配布 **期間** 6月8日(月)~23日(火)
※区役所、各区民事務所は(出)・(日)・(祝)を除く。申込書等がなくなりしだい終了

場所 区役所1階総合案内・北庁舎2階施設管理課、各区民事務所・ふれあい館、ムーブ町屋、日暮里サニーホール

締切り 6月26日(金)必着

応募・問合せ J K K 東京都営住宅募集センター
☎0570(010)810
※6月8日(月)~26日(金)午前9時~午後6時。(出)・(日)・(祝)を除く

ふれあい館の催し

- 申込期間の指定がない申込順の事業は、6月1日(月)午前9時から、電話で各館へ申し込んでください
- 費用の記載がない事業は無料です

南千住ふれあい館 ☎(3807)1131

- ◆おしゃべりサロン
日6月12日・19日・26日(金) 時午前10時~11時45分
対60歳以上の方 人各8人(申込順)
- ◆ボッチャ
日6月25日(木) 時午後1時45分~3時 対60歳以上の方 人12人(申込順)

東日暮里ふれあい館 ☎(3807)6383

- ◆成人向け手芸教室「古布で作る人形」
日6月24日(水) 時午前10時~午後2時 対18歳以上の方(高校生は不可) 人10人(申込順) ¥1000円

日(期) 時間 所(場) 対(対) 人(定) 内(容) 講(講) 持(持) 費(費) 縮(縮) 申(申) 問(問) 電(電)

指定有形文化財

建造物 **石浜神社鳥居** (安永八年六月十六日銘)

所有者 石浜神社 (南千住3丁目)

安永8年(1779年)に幕府御用呉服商の茶屋(中島)四郎次郎延貞が建立。銘の撰文と書は、同業で国学者、歌人であり能書家の三島景雄(自寛)。笠木の小口や柱の傾きに特徴のある「石浜鳥居」という形式の鳥居です。



指定無形文化財

◀七五三・成人式用の
かんざし・根付等を製作

工芸技術 **つまみかんざし**

保持者 石田一郎さん(町屋4丁目)

父・利重氏(元区指定無形文化財保持者)に師事し、技術を修得。
正方形に小さく切った薄い布(羽二重等)をつまみ、花びら等を形づくり、作品を仕上げます。



登録有形文化財

古文書 **延命院文書**

所有者 延命院 (西日暮里3丁目)

延命院に伝来する、寛保2年(1742年)から明治28年(1895年)までの古文書31点。内容は、延命院と七面明神の由緒や書上、境内地利用や安政の大地震後の七面堂等の再建を含む作事関係史料、法類・縁者・寄進・奉納に関する史料です。



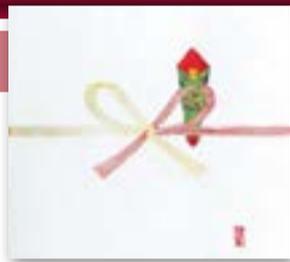
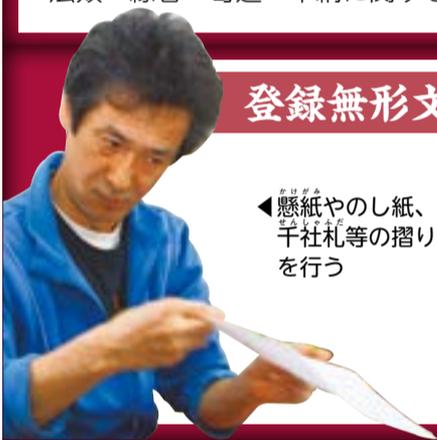
登録無形文化財

◀懸紙やのし紙、
千社札等の摺り
を行う

工芸技術 **木版画摺**

保持者 松崎浩繁さん(町屋3丁目)

父・啓三郎氏(区指定無形文化財保持者)に師事し、技術を修得。
図案を基に彫師が彫った版木(墨板・色板)を用いて、墨板で輪郭線、色ごとにある色板で各色を重ね摺りして作品を仕上げます。



登録有形文化財

歴史資料 **日枝神社棟札**(嘉永六年六月吉祥日銘)

所有者 素盞雄神社 (南千住6丁目)

嘉永6年(1853年)の日枝神社本殿(南千住7丁目、区登録有形文化財)再建時の棟札。表面に、大工棟梁・彫工・木挽・鋸師・経師・瓦師・左官・茅屋根・石工・鷹頭等の職人、裏面に、中村町名主、千住大橋南詰の材木問屋等の名が見えます。



長い歴史の中で守り伝えられてきた
あらかわの文化財

区は、区内の貴重な文化財を保存・継承するために、荒川区文化財保護条例に基づいて、指定・登録・登録した文化財を紹介します。今号では、令和元年度に指定・登録した文化財を紹介いたします。

問合せ

荒川ふるさと文化館
☎(3807)9234

新たに購入した伝統工芸品と 伝統工芸技術記録映像

区は、平成30年度区指定無形文化財保持者(鍛釜)の桶谷輝明さんが製作した作品「銀製香炉」を購入しました。この作品は6月8日(月)~14日(日)まで、荒川ケーブルテレビ「こんにちは荒川区」の「荒川ふるさと文化館芸員が紹介~収蔵庫のイッピン」コーナーでも紹介する予定です。ぜひ、ご覧ください。

また、桶谷さんのプロフィールと、銀製香炉の製作工程を記録したDVD「伝統に生きる~あらかわの工芸技術」を制作しました。

DVDの貸し出し場所 ゆいの森あらかわ・各区立図書館

※ゆいの森あらかわホームページのデジタルライブラリーでも映像を視聴できます



荒川の匠育成事業 10年の取り組み

区は、無形文化財保護の一環として江戸の伝統や文化を未来に伝えるために、伝統工芸に関心があり、職人への弟子入りを希望する若者をサポートする「荒川の匠育成事業」を実施しています。これまでに15人が修了して若手職人として活躍しており、現在も4人が職人の指導の下で修業しています。

修了した若手職人と修業中の方のプロフィールや作品の一部を、「はばたけ!若手職人展(ウェブ版)」として、荒川区ホームページで紹介しています。ぜひ、ご覧ください。

人口と世帯	前年度		前年度		前年度	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
日本人	98,917人	253,674	99,846人	225,732	104,475世帯	414
外国人	9,014人	-77	9,694人	-415	10,728世帯	-165
総人口	107,931人	253,674	109,540人	225,732	115,203世帯	249
日本人のみ	98,917人	253,674	99,846人	225,732	104,475世帯	414
外国人のみ	9,014人	-77	9,694人	-415	10,728世帯	-165
日本人と外国人の混合世帯	18,708人	-174	18,708人	-724	2,394世帯	15
総世帯	217,471人	304	217,471人	682	117,597世帯	264